

高木家文書調査報告（補遺の十）

名古屋大学年代測定総合研究センター

秋 山 晶 則

はじめに

名古屋大学附属図書館が所蔵する高木家文書は、関ヶ原戦直後の慶長六年（一六〇一）に美濃国石津郡時・多良両郷（現在の岐阜県養老郡上石津町域）へ領地を宛行われて以来、版籍奉還まで二七〇年間近く同地を支配し続けた旗本交代寄合の西高木家旧蔵文書群である。同家は、分家の東・北高木家とともに交代寄合美濃衆として大名並の格式を付与され、江戸時代を通じて普請奉行・普請見廻役など木曾三川「川通御用」の役儀を勤めた。また、維新後も同地に居住し、学区取締や郡長・衆議院議員などの公職を歴任している。

文書群の内容にもこうした履歴が反映しており、治水・領地支配・家政・維新関係などに特徴的史料を多数含み、その総点数は約七万七千点と見積もられている。旗本文書が幕府瓦解により散逸してしまった中で、他に例を見ない傑出した規模と内容を有するものとして全国的にも注目を集めている文書群である。うち約三分の二にあたる五二、四〇九点については、全学事業として一九八二年度までに五巻の目録（以下『目録』と表記）を完成し、現在、研究等のために閲覧利用に供されている。そして残る約二万五千点の書状・書付類などに関する調査・研究が一九八九年度下四半期より再開され、一九九一年度からは年代測定資料研究センター（古川総合研究資料館）において、さらに二〇〇〇年四月からは改組された年代測定総合研究センターの活動として取り組まれている。

今回の報告では、一九九九年度中に整理を終えた一、一九八点及び関連調査の概要について紹介を行う。なお、この間における未整理文書に対する分類・整理の方法については、前回までの報告分と同じである。

整理済み文書の概要

1 補B・1・(1)（支配・年貢・勘定目録）

この項目では、整理番号六一七～六四〇の二五点を整理し、重複カードにより一点を含めた。

内容的には、年貢収取に関する文書のうち、年貢総体をあらわす「年貢勘定」、納米に際して作成された覚書、未進米に関する書付、年貢収取の平均帳簿などが含まれており、既整理文書と同様の傾向を示している。

作成年代の上限を示すものは、「御知行方万納帳」（六一七）断簡である。差出人である太郎平らが年貢取立てを請け負っていることから、村請制が成立する一八世紀中期以前に比定され、人名からみると元禄期頃のものと考えられる。下限は、明治二年（一八六九）三月に提出された年貢収取の平均帳に関する書付である。

2 補C・4・(1)（家臣・その他・その他）

この項目では、一〇一～一三七の四六点を整理し、重複カードにより三点

を含めた。

ここには、高木家家臣に関わる文書のうち、分限・勤仕・家の各項目に該当しない様々な内容のものが分類されている。

特徴的な史料としては、文化一四年（一八一七）四月に起きた西家の家老土屋舎人による江戸町奉行所出訴一件に関するものがある。土屋は、用人の小寺牧太らが領主の名をかたつて御用金賦課の謀計を企てたと訴えており、家臣の内紛という由々しき事態が出現していた。この一件で、土屋は大垣藩預けの身となるが、ここに分類されたものは、その大垣藩揚屋借用の可否をめぐる書類である。この土屋舎人の処分をめぐっては、同年六月に下多良村百姓の騒動も惹き起こされており（『目録』一）、引き続き、その真相を含めた精査が必要である。

このほか、江戸表容疑者の照会や小寺林平兄の宇津木用人家への在勤願といった家臣動静に関わるものや、夏足袋や禁酒御免の申渡し、さらには献上物や印鑑・出生・死去をはじめとする家臣からの諸届書類がある。一例をあげよう。

口上覚

一、憚申上候、私五七代以前井狩十助五所持仕来候此国綱刀拵揃在之候
沓腰、金石様江指上ケ申候、憚ニ存候得共私歳今年七拾五才ニ罷成存命
仕申候間、是ニ御あやかり被下候様ニと指上ケ申候、尤五郎左衛門様・
修理様・尊前様御三代蒙御厚恩深キ御情ニ而老年安楽ニ罷在候間、重々
憚多奉存候へ共、堅ク金石様御受納幾重ニも奉願上候、以上

午七月十九日

井狩儀左衛門（印）

高木新兵衛様

同 金石様

これは、高木護貞・貞輝・篤貞の三代に仕えた井狩儀左衛門が、自己の長寿（七五才）にあやかってもらうため、所持する刀剣を篤貞嫡男金石（のちの冠山貞藏）に献上したものだ。年未詳であるが、貞藏の年齢と文書にある午

年から、おそらく宝暦一二年（一七六二）の作成と思われる。

実は、この前後の時期、西高木家では立て続けに死者が出ていた。いずれも篤貞の子どもで、宝暦一〇年二月に於里（三歳）、同一年七月には於二位（二二歳）・於宜（九歳）・幸之助（一五歳）、計四人が連続して亡くなっている。現段階では詳しい死因は不明であるが（疫病か）、いずれにせよ、家の存続を脅かすこのような事態があったことをうけて、献上行為がなされたものと理解しておきたい。

なお、この時亡くなった三人の娘は、二ヶ所ある高木家の墓所（屋敷地内及び正林寺）ではなく、屋敷北側を流れる加竜谷をはさんで高木館を遠望する丘陵地「岡山」に揃って葬られた（幸之助のみ正林寺に埋葬）。この子らの父篤貞は、その五年後の明和三年（一七六六）に没するが、歴代当主が眠る屋敷地内の墓所ではなく、一人離れ、先に逝った娘たちとともに「岡山」へ葬られている。なお、高木家の葬祭のあり方については、桐原千文「複数寺の導人と『檀家』の成立―美濃交代寄合西高木家の場合―」（『徳川林政史研究所紀要』一九八二年）参照。

これ以外に、朝廷施行下賜に対する家臣意見書や寄留出稼届など、維新後の身分変動に関する史料もここに含めて整理した。

3 補E・4・(1)（治水・その他・その他）

この項目では、六四〇八〇の四四点を整理し、重複カードによって四点を含めた。

高木家は、笠松代官所と連携して木曾三川「川通御用」を勤めたが、ここには、美濃郡代及びその配下である堤方役人の動向を伝える文書が収められている。

その中で、今回もつとも件数が多かったのは、堤方役人からの時候挨拶状である。治水役務を通じた密接な関係を反映したものと考えられるが、関連

して、天保五年（一八三四）に比定される「極密」（六四）えと記された大
変興味深い書状が含まれていた。

これは、高木三家川通役人が堤方役人（関係者）へ接近し、米金供与の見
返りに情報提供や役務支援を依頼する関係を築くに至ったことを示したもの
で、この背景には、明和三年（一七六六）に治水管轄地域が削減されて以来、
その復活を宿願とした高木三家と、これに対する笠松代官所との職務分掌や
格式（席論、「補遺の九」参照）をめぐる確執の歴史が絡んでいるものと思わ
れる。それゆえに、この書状は、高木三家にとつての「川通御用」の位置づ
けを理解するうえで、大変ユニークな史料となろう。なお、この書状の内容
解釈を含む高木家の「川通御用」に関する役義内容の変遷については、別稿「旗
本交代寄合高木家の治水役儀をめぐる―笠松役所との関係を中心に―」（本
号所収）を参照されたい。

このほか、美濃郡代野田斧吉による次のような書状も確認できた（六五）。
貴札致拜見候、然者此間於廻村先二百姓共騒動之趣御承知、為御見舞被入
御念候御紙面之趣忝奉存候、去十七日場所引払無滞致帰陣候間、左様御
承知可被下候、右御報旁可得御意如此御座候、恐謹謹言

野田斧吉

四月廿五日

嶺崇（花押）

高木修理様

文中に「百姓共騒動」とあるのは、天保六年（一八三五）四月の万寿騒動
を指している。これは、同年四月三日、揖斐川の出水により万寿新田の水門
が決壊し、高須輪中百か村以上が浸水する被害がでたことに端を発し、郡代
らの工事費着服による手抜き普請が水害原因であるとして、揖斐川筋六一か
村が蜂起したものである。野田も出動するが制止不能に陥り、尾張・大垣・
桑名藩が鎮圧に動いている。その後、七五四名が取調べられ、評定所の吟味
が行われた結果、獄門三名を含む多数の処罰者を出した一件であるが、野田
自身も、この書状では「滞りなく帰陣致」したと述べているが、直後に更迭

され、江戸へ召喚される途中で切腹あるいは病死したとされている（『岐阜県
史』通史編近世上）。

笠松役所関係では、このほか郡代柴田善之丞（天保七―嘉永四年／一八三
六―一八五一）の音信や治水役儀をめぐる書状などが含まれている。なお、
近代以降の治水関連史料については、以下の7及び9も参照されたい。

4 補F・11・(1)（家政・仏事・仏事）

この項目では、一〇〇〇―一〇六八の八二点を整理し、重複カードによつ
て九点を含めた。

その殆どが葬祭関係の史料であり、高木三家をはじめ縁家である大垣藩戸
田家・小浜藩酒井家・尾張藩遠山家などに関わる個別史料からなる。今回の
整理では、まとまった事例が少ないかわりに、年代の判明するものが多く、
既整理文書の欠を補う性格の史料が豊富な点に特徴がある。古くは安永四年
（一七七五）の北家貞辰妻（貞則娘）の病状を伝える書状から、大正二年
（一九一三）真正妻於富の葬儀まで大きな幅があるが、約半数は近代以降の
史料で占められている。ほかに、領内穏便触の史料もここに収めた。

次に、点数は少ないものの、東本願寺門主への接遇や善光寺・正林寺・尊
光寺への志納、氏神流彦大明神の祭礼など、信仰関係の史料もあわせて整理
した。その中で、氏神に関する史料を一点紹介し、若干の考察を加えておき
たい。

「一」御初穂覚

合銭壹貫五百四拾文

内

三百文 大明神江相納

貳百文 世話方庄屋栄吉江被下

貳百文 同断庄屋卯左衛門江被下

百文 太鞍借用ニ付奥村江会釈

小以 八百文

残而 七百四拾八文

式ツ割三百七拾式文

右を神楽舞台掛り候 御両所様方申附候人足江賃銭扶持等之処も宮村西
北両庄屋江相渡、右^ニ而夫々相済候様取斗可申候、以上

御奉納神子神楽

未八月廿六日

御両所様取扱之者

上

この史料は、御用日記を検討した結果、弘化四年（一八五二）の大明神祭礼に関するものと判断される。史料によれば、大明神へ奉納された神子神楽の経費は、西・北高木両家（東家は服喪のため不参加）初穂により賄われており、領主の村方祭祀へのかかわり方を窺うことができる。

近年、このような領主の行為についても集中して検討が加えられた結果、「心意統治」論という形で、議論の枠組みが提示されてきている（高野信治『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館 一九九七年、など）。高木家に関しても、既に西田真樹氏によって宝暦〜文化期を対象とする年中行事の詳細な分析が行われているが（『交代寄合美濃高木家の年中行事―春〜冬―』『宇都宮大学教育学部紀要』四一〜四四、一九九一〜九四年）、文政期以後も含めて調査を行ったところ、高木家による「心意統治」は、これまで高野氏らにより紹介されている「調和的」世界とはおおよそ異なり、村方との矛盾に満ちたものであった。

大明神祭礼に即して一例をあげるならば、高木三家は多良惣社とされる流彦大明神に対し、村方と同様に自らを氏子と位置づけ祭祀に関わろうとするが、そこには微妙なズレが存在しており、その解消に向けた措置として、寛政二年（一七九〇）に銅製灯籠を修造し、翌三年には山車の奉納を提案している。三家は村方に対し、従来行われてきた花火や百八灯などの催しもの

は不十分であるし、年々の出費も多く、幕府よりも「神事仏事先規之通可為」との触が出ているため、「古格」の通り祭山を備え、「永久取統候様」にしたと説明している（F3・1・八七、西田前掲論文）。しかしこれは、幕府が進める「寛政改革」に便乗した村方支配への挺入れ策であったと思われる。この提案に村方は、「是迄之祭銭程ハ何ツ迄も差出」すが、過分之義ハ御断申上」と、祭山導入が負担増につながることを峻拒している。

この祭山は、大垣で購入された人形を設え、寛政九年に完成したが、「永久取統候様」との目論見は外れ、文政四年（一八二二）には「追々及破損、最早当年者曳渡候義難相成」（同上・一七八）という崩壊状態となり、天保九年（一八三八）段階では、「先年大明神御祭礼之節ニ奉納山壺両引き来り、其後花火ニ相成、右山者方附ニ相成居候処、右者奉納之山、夫成ニ捨置候も不宣」先年御寄附之御飾山入置候場所取立候儀、得と相談方申付置候所、如何様共三庄屋方届出不申」（同上・二二九）というように、三家から祭山の保存措置を申し入れたものの村方の反応はなく、祭山は腐朽のまま放置されてしまふのである。ここには、祭礼を通して「一体」化をめざす領主とは異なる、氏子村方の独自の立場を確認することができよう。

5 補G・3・(3) (財政・借財・その他)

この項目では、三七〜一一七の九三点を整理し、重複カードで七点を含めた。

ここには、借財関係のうち、小項目「借財」「調達金」に該当しない文書が分類されている。その多くは高木家による貸付金関係であり、借用の申込や返済金上納に関する願書・証文類が中心をなしている。貸付先は、領内百姓と高木家臣が中心であり、ほかに東・北高木家や尾張藩陪臣などを含んでいる点は既整理分と同様であるが、今回新たに、以下のような点が確認された。

一つは、彦根藩家老宇津木家との関係である。宇津木家とは、天保十二年（一

八四一)に経貞の娘鎮が嫁して以来の姻戚関係である。ここに分類したものは、宇津木家による粟田御殿金借用に際し、高木家が名前を貸したもので、返済が滞ったため粟田役人から高木家が察当を被る内容となっている。

今一つは、京都の二条家との関係である。既に紹介したように、両家の交際が開始されるのは安政二年(一八五五)からであるが(補遺の九)、それよりも古く、寛政二年(一七九〇)に二条家諸大夫隠岐下総守内の中嶋栄蔵から高木家人に宛てた左記書状が確認された(三七あ)。

未得御意候得共、以手紙致啓上候、寒冷之砌御平安被成御勤仕珍重御儀御座候、然者江州伊香郡馬上村北山太郎八義、先年方当 御殿御講元御勘定方等被 仰付相勤罷在候処、去年来勝手向不如意之趣申立、上納金等不納仕候ニ付、段々相糺候処、連年江州地凶作之上、先年其御方江致勤仕候節御収納米引当ニ金子百五拾両余差出シ置候ニ付、段々相願候得共未御返済も不被下候得者、至而難済之趣申罷在候ニ付、筋違之様ニも存候得共、行廻り候而者当 御殿御差支ニも相成候ニ付、氣之毒之余り御挨拶申入候、何卒相成候義ニ御座候ハ、御算用被遣候様致度候、御用掛り之義ニ御座候得者、此段下総守方 修理様江直々御頼可申入候得とも、先一応各方迄拙者方可得御意候様下総守申付候ニ付、態々如斯御座候、何分御一統御評定之上、不悪候様御取斗頼入奉存候、已上

二条家より、出入りの北山太郎八が有する西高木家債権百五十両についての返済依頼であるが、近江商人を介した金融網の広がりを実感できる史料である。なお、北山太郎八については後考に待ちたい。

加えて、新たに大坂の小笠原源之右衛門からの調達金をめぐる一件を追加した。小笠原についても今後の調査にまたねばならないが、「大坂ニ而永鑄錢座相勤候元方世話人、即又右衛門代人ハ吉郎右衛門ニ御座候、吉郎右衛門儀拙者兵学弟子ニ而御座候」(五九う)とあるように兵学者然とした人物であり、この大坂錢座を背景にした取引関係の提案や、運用利益を説いて長州藩塩浜への貸付金の斡旋、さらには高木家へ数千両の調達金を申し入れたりもして

いる。参考のため、彼の提案の一つを見ておこう(以下の「」は虫損)。

仕法

一、御貸付金先達而御噂ニ付、長州塩浜江承合候処、壹ヶ月壹歩半ニ大形廻り申、右差廻方

金子貸付置塩買取候上船積致済候節、元利致算用候得ハ壹ケ度ニ積申物ニテハ無御座候、三貫目程宛積込、残置候金子ハ其俣利「」、扱又積入候塩方一之義御座候而ハ損ニ罷成候ニ付彼地ニ間屋建置候、大坂銀主之手元ニ而難船為請合、徳用ハ式歩申談之通ニ取申候、右貸付之光ヲ以拾石ニ三俵増受取候「」申談も有之通ニ御座候間、此方且那称号申立候而徳用分ケ申事難相調候、依之御出金被成候と申ヲ以宜手段御座候処残念存候、尚右ニ付而ハ大成徳用御分申事相成候事

一、「」之通申立御領内江も追々塩積廻、又ハ申立ニ而大田ニ而取捌、右塩代金ヲ以御領内産物積廻候時ハ如何分之御仕送もいたし金方致出来候、此処深御考被成可「」存候、左候得ハ御領地百姓勝手ニも罷成、御縁も御座候長防之御下之塩浜ニ御座候得ハ、永久御益納り可申候、尤具成義御面談ニ而可相解候事

一、美濃・尾張之川筋「」趣法之儀可相調義得ト相考申候処、随分出来申義手段次第と存候、高木公之御徳益ニ被成候先例も御座候、角倉与一殿淀川石随分取候事も申立次第、此趣法ハ凡慮ニ而ハ出来兼可申候、何とそ拙者江戸表江罷出候ハ、内々御勘定方江申込成就為致可申候、左候得ハ相働候而も拙者勤功とも相成候、此度之塩相廻候便利ニ「」成、幾重にも可然奉存候間、重而及御相談候ハ、委しき仕法も書取可進候、彼是相舎とふそとふそ罷下度、長州下向「」人手配致置候、余り御懇意「」候ても乍如何、拙者性質ニ候故、如此御座候、以上

源之右衛門

三月四日

ここでは、その実態解明も含め、大坂錢座・長州塩浜・濃尾川筋石取などの提案内容に注目しておくとして、深刻な財政窮乏化状況にある領主層へ積極的に接近する小笠原のような存在は、どのように評価すればよいのであるうか。高木家では、「此方ニも金方役人召抱、右役人取斗ニ而先取統罷在候」ことを理由として、この胡散臭くもある提案を謝絶しようである(五九け)。

6 補G・7・(1) (財政・その他、御出入方扶持)

この項目では、六三〇八九の三五点を整理した。

うち、まとまった史料として、以下に見るような、白鷄新田に関する書状を追加した。

○白鷄新田之義ニ付桑名御代官江問合手紙之扣〔嘉永七年〕(六九)

以剪紙致啓上候、秋冷之節御座候得共各様弥御堅固可被成御勤珍重奉存候、然者其御城下山内重左衛門方白鷄新田引戻シ方之儀、当春以来手筋ヲ以深歎願有之、無余儀訳柄ニ被存、尾州表江段々被及運候處、此頃ニ至り模通筋ニも可相成哉之場合ニ至り候、就而者右重左衛門一向之了簡ニ而相願候儀ニ御座候哉、其御役之御一同御承知之儀ニ御座候哉被致承知度、尤御先柄之儀故、其御表委細之御様子致承知被置度、此段各様迄從拙者共御問合可得御意旨被申付如此御座候、以上

九月十七日

小寺 勇

三和六左衛門

阿部与惣八様

梅沢宗六様

清水茂兵衛様

これは、桑名藩領で開発された白鷄新田が、文政一一年(一八二八)尾州名古屋の内海屋内田忠蔵へ売却されたため、桑名藩が、その内用達を勤める

山内重左衛門を介して取り戻そうとした一件に関するもので、嘉永七年(一八五四)に高木家が桑名藩に一件処理方を照会した書状である。山内によれば、この土地は「格別之訳柄も御座候ニ付、公辺方御引渡ニ相成」つたものもあり(以下、六二あゝこ)、「他邦譲り置候而者、第一御公辺江も難相立」ため、尾張藩勘定奉行や伊藤仁兵衛(次郎左衛門家の本家)などを介して買い戻しに奔走するが叶わず、「当家者川通懸物之儀・・・尾張様江格別御由緒も有之由」(同上・お)とある如く、尾張藩と特別な関係にある高木家に、その仲介を依頼したものであった。なお山内は、川通御用を通じて既に高木家とも出入り関係にあり、川並村々を対象とする金融講の世話方なども勤めている。高木家が桑名藩へ照会した理由は、高木家の貢献を桑名藩側に確認させ、山内一人の勤巧と評価されるのを回避する措置でもあった(七一)。上記のように、この一件からも、治水役儀等を通じて形成されている領主間及び豪商農を交えたネットワークの存在を具体的に窺うことができよう。

ほかには、勝手向世話に関わる商人との間で交わされた書状が多く、嘉永七年に出入方を受命した名古屋の大黒屋忠蔵をはじめ、京の根津専助、楠山修理、森田佐十郎、西川佐右衛門らの名前が確認できる。

7 補H・2・(1) (明治・経営・家計)

この項目では、六五四〇七七四の一八〇点を整理し、重複カードによって二点を含めた。

本項目には、版籍奉還以後における高木家の家計に関する文書が分類されている。今回の追加分では、大垣共立銀行及び大垣貯金銀行への株主加入時に谷金吾・中島豊之助名義で借用した三千円余の勘定書付(一八九六年頃)のほか、個別の金銭収支や貸借証文はあるものの、まとまった帳簿類は見られなかった。所得・課税関係分には、山林所得及び銀行配当金関係の書付(同じく一八六九年以降分)などが含まれている。

このほか、一九〇〇年（明治三三）の三川分流工事竣工式に際しての、寄付金を募る山田省三郎からの書状（謄写印刷）もここにおさめた。山田省三郎は、岐阜県議・衆議院議員を歴任し、治水事業に奔走した人物で、西村捨三・金原明善らとともに大日本治水協会を設立し、『治水雑誌』を刊行して治水への世論喚起を図ったことで知られる。関連史料として、前回報告分（補遺の九）に含まれるものであるが、高木貞正宛の彼の書状をあわせ紹介しておきたい（補H・1・3・五九二）。

拝啓 時下寒冷之候、益々御精勤奉拝賀候、偕テ兼テ県下人民心配罷在候改修費も八大川経費継続費として予算按ニ提出セラレ、我々関係人民ニ取りテハ大ニ満足スル所ニ御座候得共、開会已来議會ノ景況も甚タ以騒然たる有様ニテ、結果如何予測ニ苦ム所、西村大坂府知事モ大ニ憂慮セラレ、曩ニ治水汜論著述シ（八大川改修必要論ス）両議員六百名江不残配布セラレ、且又今回全国治水協会ナル者ヲ組織シ、毎旬雑誌を發行シ、開会中ハ議員ヘハ不残配布し、国家経済上治水ノ忽緒ニ附ス可カラサル事ヲ注入せしめ、多数議員ニも賛成を求め、内外相応し全国治水事業完成せしめ、国家ノ福利を増進せんトスルニ在リ、夫就テハ貴家ニハ種々参考書多く被為在候事ニも御座候間、何卒古書ノ内参考トも二相成モノハ御謄写、西村知事公迄御送り被成下度、是ハ同公ヨリ冀望ニ御座候、尤同会主旨御賛成被成下、精々御部内有志者御誘導被成下度、揖斐川上流改修ノ成功期を見ルニハ今後一二ノ大難所を無事経過セサレバ全ク完成を告ル事不能所ナリ、西村君ニも深く其辺ニ将来慮リアリテ、此協会建テラレシ者迄之事ニ御座候、該改修ノ消長ニ就テハ西濃一般安危存亡浮沈生死ニも関スル所ノ事ナレハ、此際一層憤発天下ノ輿論ヲ引起スハンバ全完成を望ム事難く、今日世の中と相成り、追々芝居組織も存ル事ナレバ、輿論再び興ス事尤必要ニテ、旧来ノ如ク改革ノ断行ノミ頼ミシ居テハ何事も面白く成就し難候間、今回協会ノ力ヲ以、全国世論引起こさしむレバ、何事不成哉、必ス期して成就ス可也、呉々も一層之

御力を添へ被下候様偏ニ奉願願候、忽々頓首

十二月廿二日

山田省三郎

高木貞正殿

この書状は、一八九〇年（明治二三）作成のものと考えられ、文中傍線部にある如く、治水協会への協力とともに、高木貞正が所蔵する治水文書の謄写を依頼している。また、この依頼は、『治水雑誌』の実質的編集者であり、当時、内務省土木局長から大阪府知事に転出していた西村捨三の指示によるものとも述べられている。多芸上石津郡長であった高木貞正は、この書状をうけて、治水協会に入会したことが確認できる（『治水雑誌』第二号、『農業土木古典選集』8巻『治水論』日本経済評論社 一九八九年 所収。以下同じ）。

なお、宝暦治水及び薩摩藩士の犠牲が全国的に知られるようになるのも、この『治水雑誌』（第一号）での紹介（「油島ノ切工事ニ関スル経歴始末」）を契機とするものであった（羽賀祥二「治水の神の誕生―宝暦薩摩義士と木曾三川流域―」『歴史学研究』七四二―二〇〇〇年）。そこには、薩摩藩士のうち四五名の「割腹者」が初めて公表されているが、いずれも史料的根拠を欠くため、宝暦治水時の切腹者として唯一詳細な史料が残された高木家々臣・内藤十左衛門の事例（高木家文書）が引証されていた。以後喧伝され、いわば常識化することとなった「宝暦薩摩義士」像の形成には、左記のように高木家文書が深く関わっていたことは確実であり、未整理文書中に関連史料が含まれている可能性も高いため、引き続き注意深く整理を進めていくことにしたい。

8 補I・1・(6)（書状・書付・近世・その他）

この項目では、廃藩置県時まで作成された書状・書付類のうち、作成主体が混在（幕府・高木家・他家・寺社公家・百姓町人など）した一括文書を

対象とし、三あゝ13の六〇点を整理した。

时期的には、高木経貞・貞広の二代にわたるもので、天保期から明治二年までの文書が含まれている。内容的には、治水を除く大項目全体に及んでおり、小項目では二〇ほどに関わっているが、いくつかまとまった点数が確認された項目についてのみ触れておきたい。

支配（通行）では、大井川・安部川の川庄屋からの賃銭受取書がある。家臣（動向）では、維新後の京都詰役人の動きほか高須表等への勤役、また、家政改革にともなう勤務形態の変更につき、医師中原養元が提出した願書（側向一同の上書に同意なれども医業ゆえ一昼夜当番は免除願うにつき書付）などがある。家政（仏事）は、山神勧請に関する書付のほかは各種法要関係である。最後に、国事（新政出仕）では、戊辰戦争の動静を記録した書付、即位参賀伺書写、中大夫以下領地上知建白書写、上知に際しての百姓相続山下げ渡し願書下書などが含まれている。

9 補I・2・(1) (書状・書付・近代・一括)

この項目では、二あゝ六33の五五三点を整理した。

今回整理した一括文書は、ほぼ作成年代をもとにまとめられており、それぞれの群の目安となる年代を示せば、一八八〇年（明治一三）、一八八一年（同一四）、一八九一年（同一四）、一九〇二年（同一五）、一九〇八年（同一四）の五つのグループである。以下では、それぞれのまとまり毎に、いくつかの特徴を摘記しておきたい。

一八八〇年（明治一三）頃の一括は、郡長として高田居住の真正と多良留守宅の夫人富との間で交わされた往復書簡が中心である。その内容は、養老公園開設に関する資金調達や開園式の相談など若干の公務関係を含むが、大半は日常の細々とした情報交換である（五九点）。

一八八一年（明治一四）頃のものも、過半は留守宅との往復書簡や仏事な

どの家政関係、手習・習作で占められるが、残り半数は郡長としての活動内容を伝える書状・下書である。中でも、「日々新聞雑報の多芸上石津郡長宛書置無実ゆえ取消求めるにつき書付」という岐阜日々新聞社への抗議文が目についたほか、養老公園関係（来客・維持・広告等）の書状が多い。このほか、保晃会・真和宝会・大日本農会などの公的な役割に関する書類が含まれている（一五四点）。

一八九一年（明治二四）頃のもの、殆どが真正による書状下書や書付類である。内容としては、下笠輪中水利土工会や五学区連合村会、「男女席を別にする可否討論等事項書付」など議事書付のほか、公務関係が多い。ここには、「治水雜誌入会の件等につき書付」（四た）のように、当該期進展をみせた木曾川改修工事計画と密接に関係する記事も含まれている（八〇点）。

一九〇二年（明治三五）頃のもの、やはり真正による書状下書や書付類が中心である。内容は公私にわたり多彩であるが、公的な役割に関するものでは、三五年一〇月に竣工落成した多良小学校関係のほか、養老建碑一件、時村水力発電所計画（大正一〇年竣工）などに関するものがある。経営関係では、小作人への納米日限通知書などがある（一八〇点）。

一九〇八年（明治四一）頃のもの、中学を卒業した貞元の将来に関する書状など、ほとんどが家族内の案件で占められており、経営関係でも、大垣共立銀行運営をめぐる戸田鋭之助書状がある程度である。公的關係もわずかであるが、郡教育会一件や治水関連で大垣中島豊之助同伴のうえ徳川侯爵へ面談の一件がある（八〇点）。

10 補I・3・(1) (書状・書付・近世・近代・一括)

この項目では、整理番号五五あゝ33の八〇点を整理した。

本項目には、近世または近代に作成された書状・書付類のうち、高木家関係者によって一括整理されており、個々の文書の分類項目が多数に及ぶため

既設分類項目で整理不能な文書が分類されている。

今回整理された内容は、大項目B（支配）～H（明治）の全てに及ぶもので、小項目では二〇項目以上を含んでいる。その詳細については、該当する各項目の整理進捗にあわせ、別途紹介していくこととしたい。

A research report on the Documents of Takagi (Supplement 10)

AKIYAMA Masanori

Nagoya University Center for Chronological Research

Abstract

The Documents of Takagi (Takagike Monjo) now in Nagoya University Library had been possessed by Takagi Family, who were “Hatamoto” with the title position of “Kohtai yoriai”. The total number of this Documents is estimated at 77 thousand pieces. About 52 thousand of them had been already researched and sorted out. Since January in 1990, we have been investigating into the rest of 25 thousand pieces, and we have reported the summary of our investigation at times. This is the 10th report.

A research report on the Documents of Takagi (Supplement 10)

AKIYAMA Masanori

Nagoya University Center for Chronological Research

Abstract

The Documents of Takagi (Takagike Monjo) now in Nagoya University Library had been possessed by Takagi Family, who were “Hatamoto” with the title position of “Kohtai yoriai”. The total number of this Documents is estimated at 77 thousand pieces. About 52 thousand of them had been already researched and sorted out. Since January in 1990, we have been investigating into the rest of 25 thousand pieces, and we have reported the summary of our investigation at times. This is the 10th report.